

3 経営第572号
令和3年5月28日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所 弁護士 山中理司 様

農林水産大臣 野上 浩太郎

令和3年4月27日付け（4月28日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

農業次世代人材投資資金（準備型）の必要経費として、交通費や授業料以外にどのようなものが認められるかが分かる文書（最新版）

2 不開示とした理由

確定申告において必要経費として認められる範囲については税務上の事項であり、本件に関する行政文書は、当省において作成・取得した事実はなく、保有していないので、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

* 担当課等 経営局就農・女性課 TEL: 03-3502-6469